

オールふくしまの酒づくり支援事業実施要領

本事業の実施に当たっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領のほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

県オリジナル酒米（「夢の香」及び「福乃香」）等の生産拡大や安定供給を支援するとともに、県オリジナル酒米を原料とした日本酒の品質向上や消費拡大を支援し、オールふくしまの酒づくりに向けた県オリジナル酒米の生産振興と利用拡大を図る。

第2 事業の種類等

本事業の種類、補助対象経費、事業実施主体、補助率、補助上限額、目標年度及び採択要件は、別表1のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助対象に係る留意事項については別表2、機器等の導入に係る留意事項については別表3のとおりとする。

第3 補助

県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、市町村に対して補助する。ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合や、所管の農林事務所長（以下、「所長」という。）が特に必要と認める場合には直接補助を行うことができる。

なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

第4 事業の実施等の手続き

- 1 別表1の1の取組に係る事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1-1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - （1）組織の概要がわかる資料（決算資料、役員・会員名簿等）
 - （2）事業に取り組む意思を決定したことが分かる資料（直近の総会資料等）
 - （3）反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - （4）事業実施年度と前年度の県オリジナル酒米の作付面積が分かる資料
 - （5）事業実施前年度の県オリジナル酒米の品質が分かる資料
 - （6）その他知事が必要と認める書類
- 2 別表1の2の取組に係る事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1-2号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - （1）会社等の概要がわかる資料（決算資料、役員・会員名簿等）
 - （2）事業に取り組む意思を決定したことが分かる資料（直近の総会資料等）
 - （3）反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - （4）事業実施年度と前年度の県オリジナル酒米の使用量又は使用率の分かる資料
 - （5）その他知事が必要と認める書類

- 3 別表1の3の取組に係る事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1-3号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - (1) 団体の概要がわかる資料（決算資料、役員・会員名簿等）
 - (2) 事業に取り組む意思を決定したことが分かる資料（直近の総会資料等）
 - (3) 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画書を取りまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第3号）により、所長に提出する。
- 5 所長は、前項の事業実施計画を適当と認めるときは、農林水産部長（以下、「部長」という。）に事前に協議する。
- 6 部長は、前項により協議を受けた内容を精査し協議結果を回答する。
- 7 所長は、前項の協議結果を受け、市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知する。
- 8 事業実施計画の変更承認申請は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外の変更の際に行うものとし、その手続きは1から7に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行う。
- 9 事業実施主体は事業完了後、事業実績報告書（様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号のいずれか）を作成し、事業実施年度の年度末までに市町村長に提出する。
- 10 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度まで、毎年度、年度末までに当該年度における実績について事業実施状況報告書（様式第5-1号又は第5-2号）を作成し、市町村長に提出する。
- 11 市町村長は、9、10により事業実施主体から提出された事業実績報告書又は事業実施状況報告書を取りまとめの上、翌年度の4月末日までに所長に提出する。
- 12 直接補助の場合、1、2、3、9及び10の「市町村長」を「所長」に、7の「市町村長」を「事業実施主体」に読みかえ、4及び11は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認にあたり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。
- 13 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、1、2、3、9及び10の「市町村長」を「知事」に読みかえる。知事は事業実施計画の承認にあたり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収し、事業実施計画が適正と認められるときは、事業実施主体に事業実施計画を承認した旨を通知する。

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度とする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、農林事務所、市町村及び関係団体は密接な連携

を図り、推進指導を行う。

第7 成果確認検査について

事業の成果確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行う。

第8 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業内容（実績）」の別に定める様式については、様式第7号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月14日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。